

20消第767-2号
平成20年12月26日

愛媛県高圧ガス保安協会長
愛媛県高圧ガス地域防災協議会長
愛媛県冷凍設備保安協会長
社団法人愛媛県エルピーガス協会長
愛媛県冷凍空調設備工業会長

様

愛媛県県民環境部長



車両による高圧ガスの移動に係る法令遵守について

高圧ガスの保安の確保につきましては、平素から格別の御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、車両による高圧ガスの移動時における安全を確保するため、毎年、愛媛県警察本部と合同で実施している危険物運搬車両の指導取締りにつきましては、去る11月に実施した結果、別添のとおり高圧ガス関係の点検車両34台のうち基準不適合車両が18台であり、昨年度と同様に多くなっております。

御存知のとおり、車両による高圧ガスの移動は、高圧ガス保安法第23条の技術上の基準に従って行うことになっており、重複基準不適合車両（警戒標、消火器、イエローカード及び携帯資材工具の不備等）については警察により検挙されるなど厳格な措置が行われているところです。

つきましては、本年度の指導取締りの結果を踏まえ、高圧ガスの移動時における法令遵守を徹底するため、貴協会（工業会）会員に対し、移動の基準を再確認のうえ適正な対応を行うように注意喚起をお願いします。

担当

愛媛県県民環境部防災局
消防防災安全課 保安係

TEL：089-912-2320